公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第６５０号
名古屋市守山区大字下志段味字東新田1341番地の１　バロンドールⅡ　201号
債務者　佐藤　哲也
１　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　成田　　真
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月４日午後２時５分
５　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９９４号
名古屋市港区浜１丁目２番23号　グリーンハウスⅡ602号
債務者　横井　慶雄
１　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉田　　允
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月４日午後１時55分
５　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４７号
沖縄県沖縄市与儀３丁目12番３―201号　県営浜原団地
債務者　桃原　明美
１　決定年月日時　平成25年11月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　當眞　正姫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月29日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１８１号
三重県四日市市尾平町3389番地
債務者　浅川　貞夫
１　決定年月日時　平成25年11月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡辺　伸二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月６日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第４９５０号
大阪府吹田市高野台５丁目２番３号
債務者　奥野真一郎
１　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石橋　志乃
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月６日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０４８号
大阪府河内長野市緑ケ丘北町23番14号
債務者　緒方千鶴香
１　決定年月日時　平成25年11月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　唐﨑　浩司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月６日午後２時
５　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２１０号
群馬県高崎市飯塚町141番地６
債務者　清水　浩一
１　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮澤　哲哉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月26日午後１時40分
５　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第３６０号
愛知県岡崎市橋目町字御小屋西143番地　シンエイ橋目ケ丘102
債務者　小林　大輔
１　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井上　洋一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月７日午後３時20分
５　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２９６号
宮崎市吉村町曽師中甲3111番地１　河野ハイツＡ棟305号
債務者　甲斐　浩二
１　決定年月日時　平成25年11月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩澤　千洋
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月28日午前10時
５　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第７３号
静岡県焼津市栄町３丁目５番８号
債務者　福井　千勝
１　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　浅野　智裕
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月29日午後３時
５　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５６０号
静岡市清水区七ツ新屋１丁目２番27号　プロムナード203号
債務者　大坪　祐子（旧姓柴）
１　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹川　英辰
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月29日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３６号
静岡県賀茂郡南伊豆町加納761番地の１
債務者　鈴木　光子
１　決定年月日時　平成25年11月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　相良　優太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月30日午後４時
５　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２５年（フ）第３４６号
愛知県高浜市湯山町４丁目16番地16　エレガンテ湯山202号室、住民票上の住所名古屋市西区玉池町155番地　ラ・セリカ上小田井302号
債務者　山下　　茂
１　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　通記
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月14日午後２時40分
５　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４９号
島根県邑智郡邑南町下亀谷1089番地
債務者　川本　　寛
１　決定年月日時　平成25年11月13日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今城　　崇
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月３日午前11時
５　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第７９号
岐阜県可児市広見760番地13、前住所愛知県尾張旭市北原山町鳴漵1726番地１　パークシティ三郷壱番館1002号
債務者　三宅　恵理
１　決定年月日時　平成25年11月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安井　典高
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月４日午前10時
５　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第４７６５号
大阪府高槻市沢良木町16番25号
債務者　大籠　正彦
１　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今春　　博
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月17日午後３時
５　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部